

第5回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 令和2年5月29日（金）午後零時30分
2. 開催の場所 当麻農業協同組合 3階 大ホール
3. 出席する資格を有する委員の総数 13名
4. 出席委員（13名）

1番 住田 哲也	8番 太田 正人
2番 朴谷 和夫	9番 舟山 仁志
3番 豊田 孝行	10番 富永 学
4番 溝渕 康裕	11番 窪 郁夫
5番 杉山 央	12番 坂口 啓郎
6番 木下 和夫	13番 氏家 知身
7番 佐々木康二	
5. 欠席委員（0名）
6. 議事日程

議案第18号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について
議案第19号	農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
議案第20号	農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について
議案第21号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の検証・見直しについて
	その他
7. 農業委員会事務局職員

事務局 長	室屋 尚弘
事務局 次長	山村 靖彦
8. 会議の概要 開会 午後零時27分

局長： それではご起立願います。礼。

議員： 「よろしく願います。」

局長： それでは只今より、令和2年第5回の農業委員会総会を開会いたします。大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。先ほど、農業センターに聞きますと、当麻の田植えも99%終わったのではないかと聞いておりました。寒い日があったり、暑い日があったり大変でしょうが、体調に気を付けながら農作業をされているとは思いますが、どうか、コロナなどには負けないように体力は付けて、農作業をしていただきたいと思います。

本日の会議録署名委員は、議席1番の住田委員、議席2番の朴谷委員にお願いいたします。只今の出席委員は13名全員であります。

また、関係機関の皆さんにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、前回の総会と同様にお休みいただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

それでは事務局長より本日の議事日程について説明をお願いします。

局長： はい、1ページをお開き願います。本日の議事日程は、「議案第18号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について」1件、売買でございます。「議案第19号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」1件、新規でございます。「議案第20号、農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について」、「議案第21号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の検証・見直しについて」、及び「その他」でございます。

以上、よろしくご審議願います。

議長： それでは審議に入ります。2ページをお開き下さい。

議長： 議案第18号、「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

議長： はい、議案第18号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の権利の移転について許可申請があったので審議を求める。令和2年5月29日提出、当麻町農業委員会会長名。

所有権移転でございます。番号1、売主、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は売買でございます。申請箇所は、〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、町道〇〇道路を〇〇〇〇に向かう途中に位置しております。当該農地は、それぞれ3分の1ずつの共有名義で相続した農地を処分するにあたり、売主の申入れに対し、買主が合意した事により、農地法第3条による売買の申請をするものでございます。

〇〇〇〇氏は、現在〇歳で、就農から〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく、許可要件を満たしているものと考えます。なお、別にお配りしております、農地法第3条調査書を後刻ご覧願います。以上です。

議長： 只今、事務局より議案第18号について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員： 「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第18号、「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙

手をお願いします。

委員：【 全 員 挙 手 】

議長： はい、賛成全員であります。議案第 18 号については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、4 ページの議案第 19 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 議長： はい、議案第 19 号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり農用地利用集積計画（第 6 回）の決定について審議を求める。令和 2 年 5 月 29 日提出、当麻町農業委員会会長名。

利用権設定の新規でございます。番号 1、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は相手方の要望、契約期間は〇年、圃場は、〇〇〇、議案〇ページ及び〇ページの〇番の図面箇所、貸主の住宅周辺に〇筆、〇〇〇線と町道〇〇〇道路交差点付近に〇筆でございます。以上です。

議長： 只今、議案第 19 号、利用権設定の新規について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 19 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【 全 員 挙 手 】

議長： はい、賛成全員であります。議案第 19 号については、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、7 ページの議案第 20 号、「農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 議長： はい、議案第 20 号、農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について、農地法第 37 条の規定による農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について審議を求める。令和 2 年 5 月 29 日提出、当麻町農業委員会会長名、別とじでお配りしております、別紙 1 及び別紙 2 をご覧願います。

本件につきましては、平成 28 年 4 月改正の農業委員会法に基づき、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を目的として、法制化されたものであります。従前より、当麻町農業委員会においては、活動内容について事務局で決裁を行い、町ホームページに公表しておりましたが、法制化により、平成 29 年より総会議案としてご審議いただいております。この内容で決定をいただきましたならば、これまでどおり町ホームページに公開するとともに、全国農業会議所のホームページにおいても公表することとなっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

はじめに別紙 1、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、ご説明いたします。I、農業委員会の状況、令和元年度末現在での状況で、1 番の農業の概要では、農林水産省がまとめております「耕地及び作付面積統計」、「農林業センサス」及び「農地の利用状況調査」等に基づき記入することとなっております。また、2 番の農業委員会の現在の体制につきましては、平成 29 年 7 月 20 日に改選になりました、新制度に

基づく構成人数となっております。

2 ページをご覧ください。Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化、1 番の現状及び課題では、平成 31 年 4 月現在での当麻町内における農地の担い手への集積率が 85%であることを、2 番、令和元年度の目標及び実績では、集積実績が 3,672ha であり、達成状況が 98%であったことを記載しております。また、3 番では、目標達成に向けた活動を、4 番では目標及び活動に対する評価をそれぞれ記載しておりますが、集積実績が集積目標を下回ったことから、「若い世代の担い手に対する農地の集積を推進する必要がある。」と記載させていただいております。

続いて 3 ページのⅢでは、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進として、2 番、令和元年度の目標で 1 経営体、1ha を目標としておりましたが、実績では新規参入がなかったことを記載しております。

続きまして、4 ページをご覧ください。Ⅳの遊休農地に関する措置に関する評価、1 番の現状及び課題では、平成 31 年 4 月現在、遊休農地は 11ha を確認しており、2 番の目標及び実績で、その 11ha を解消目標としておりましたが、相続放棄された農地であることから、解消には至っておりません。また、3 番では、昨年行いました農地パトロールの結果について記載しておりますが、新たな遊休農地は確認されておられません。

5 ページの違反転用への適正な対応についてでございますが、違反実績はございません。また、6 ページ以降につきましては、農地法第 3 条に基づく許可、転用許可及び農業委員会事務に係る処理件数等の実績でございます。

次に、別紙 2、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてご説明申し上げます。

別紙 2 をご覧ください。Ⅰ、農業委員会の状況では、1 番、農家・農地等の概要として、先程の令和元年度の点検・評価と同様、「農林業センサス」等の数値を記入しております。2 番の農業委員会の現在の体制につきましても、本年 4 月 1 日現在の状況であり、現在の農業委員会委員の構成人数を記載しております。

続きまして、2 ページのⅡ、担い手への農地の利用集積・集約化では、1 番の現状及び課題で、令和 2 年 3 月現在での集積率が 84%であることを、2 番、令和 2 年度の目標及び活動計画で、今年度における集積面積のうち、新規集積面積目標を 30ha とすることを記載しております。新規集積面積目標につきましては、算定根拠となります認定農業者数が、高齢化などの理由から、年々、減少傾向にある現状を考慮し、例年 40ha 程を目標としておりましたが、今年度につきましては下方修正させていただいております。Ⅲ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進の 2 番では、参入目標数を例年と同様の 1 経営体、1ha に設定しております。

続きまして 3 ページ、Ⅳの遊休農地に関する措置では、前年度の遊休農地 11ha、これは全体農地面積の 0.25%にあたりますが、この 11ha につきまして、昨年度と同様の取り組みにはなりますが、早急に解消できるよう、関係機関と協力しながら働きかけを行っていくとともに、農地の利用状況調査、農地パトロールを実施し、必要な場合はあっせんや利用関係の調整を行うこととしております。Ⅴの違反転用への適正な対応では、違反転用を発生させないように、農地パトロール等の監視活動の継続と違反防止のための啓発、調

査を行うこととしております。

以上、令和元年度の点検・評価（案）、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）としてご審議いただきますようご提案いたします。以上です。

議長： 只今、議案第20号について事務局より説明がありました。法制化により、毎年度の活動目標を総会で決定し、公表することになっております。内容等について、委員の皆さんから何かご意見、ご質問等はありませんか。

〇〇委員： はい。

議長： はい、どうぞ。

〇〇委員： 別紙2の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、1経営体で参入目標面積が1haとなっておりますが、農家をしようと思って入ってくるわけで、下限面積とかの関係で1haでは少ないのではないかと思います。その辺はどうなのでしょう。

局長： はい。今回、目標面積を1haとさせていただいておりますが、過去に就農された方の実績等を勘案しますと、〇〇委員がおっしゃるとおり、下限面積が2haでございますので、それをクリアしていただきたいという事にはなりますが、施設園芸関係での参入が最近では多い状況がありますので、その場合でありますとハウスという形になりますので、2haではなくても430万円の目標を達成するような方向にもっていけるという事で、面積的には1haという事にさせていただいております。

議長： よろしいでしょうか。

〇〇委員： はい。

議長： はい。その他、ございませんか。

委員： 「ありません。」

議長： 無いようですので、採決いたします。議案第20号、「農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【 全 員 挙 手 】

議長： はい、ありがとうございます。賛成全員であります。議案第20号については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、8ページの議案第21号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の検証・見直しについて」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次長： はい、議案第21号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の検証・見直しについて、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による農地等の利用の最適化の推進に関する指針の検証・見直しについて審議を求める。令和2年5月29日提出、当麻町農業委員会会長名、別とじでお配りしております、別紙3及び別紙3-1をご覧ください。

本件につきましては、平成28年4月改正の農業委員会法に基づき、平成30年1月開催の第1回農業委員会総会におきましてご審議をいただき、制定したものでございます。

本指針は、平成35年度を目標の最終年度として、6年間の期間での指針としているもので、農業委員の任期期間に合わせ、検証と見直しを行うこととされております。

本年度は、その検証・見直しを行う年度となりますことから、ご提案を申し上げるものでございまして、ご審議の程、よろしく願いいたします。な

お、本件におきまして、町ホームページにおいて公開することになっておりますので併せてお願い申し上げます。

それでは別紙 3、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について、ご説明いたします。

本指針は、先程ご審議いただきました、農業委員会活動の目標と達成に向けた活動計画を中期的に示したものであり、第 1、基本的な考え方、第 2、具体的な目標と推進方法の 2 項目で構成をしております。

今回、検証・見直しを行うにあたりましては、毎年度実施しております、農業委員会活動の目標と達成に向けた活動計画にリンクさせた形により、内容を精査させていただいております、具体的には、別とじでお配りしております、別紙 3-1、見直しに係ります、新旧対照表によりご説明を申し上げます。左の欄が見直し前、右の欄が見直し後となっております。

まず、第 1 の基本的な考え方でございますが、中段の中ほどでございます、目標年を、元号の改正に伴い、平成 35 年とあるのを令和 5 年に変更しております。その他、見直しなどはございません。

続きまして、第 2 の具体的な目標と推進方法の 1 の(1)、遊休農地の解消目標でございますが、改正時の現状といたしまして、令和 2 年 3 月現在における数値などを追加表記をしております。なお、令和 5 年における目標数値は、変更せずに遊休農地「ゼロ」を目指すこととしております。

2 ページをご覧ください。2 番の(1)、担い手への農地利用集積目標と下段の参考表としております、担い手の育成・確保では、同じく令和 2 年 3 月現在における数値などを追加表記しております。令和 5 年における目標数値につきましては、本町における担い手の状況に、急激な変化が無いとの見通しを立て、策定時当初の目標数値のままとしております。

3 ページをご覧ください。3 番の(1)、新規参入の促進目標では、現状の数値を追加表記するとともに、最終年の目標数値において、平成 29 年度以降、新規参入者の実績が無いことや、新規参入をしようとする者に対しての制度改正や規制緩和などの措置が講じられていない状況を踏まえ、3 人、3ha を 2 人、2ha へと下方修正させていただいております。

以上、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の検証・見直し（案）としてご審議いただきますようご提案いたします。以上です。

議長： 只今、議案第 21 号について説明がありました。この検証・見直し（案）の内容について委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 21 号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の検証・見直しについて」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【 全 員 挙 手 】

議長： はい、賛成全員であります。議案第 21 号については原案のとおり決定をいたします。

本日の総会に提出された議案は以上であります。全体の審議をとおして委員の皆さんから何か質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： それでは、前回と同様、関係機関の皆さんにお聞きしたいことがありましたら、事務局へ伝えていただき、後日、回答を貰える方法を取りたいと思いますので、よろしく願いいたします。事務局より連絡事項がありましたら

お願いいたします。

局 長：「 事 務 連 絡 」

次 長：「 事 務 連 絡 」

議 長： 次回、令和2年6月の農業委員会総会の日程ではありますが、6月26日、金曜日、午後4時からの予定といたします。大変お忙しい時期とは思いますが、委員の皆さんの日程の調整をよろしくお願いいたします。

なお、コロナの感染の状況によっては、中止になるかもしれませんが、6名の委員さんが辞められるということで、できる限り開催したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の総会を閉会します。

局 長： ご起立願います。礼。

全 員：「ご苦労さまでした。」

閉会 午後 1時00分